

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年12月26日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

## 公 告

### 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成25年3月26日付け及び平成26年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

富山県監査委員	坂	野	裕	一
富山県監査委員	渡	辺	守	人
富山県監査委員	酒	井	三	郎
富山県監査委員	桶	屋	泰	三

(通知文)

財 第 80071号

平成26年12月5日

富山県監査委員	坂	野	裕	一	殿
富山県監査委員	渡	辺	守	人	殿
富山県監査委員	酒	井	三	郎	殿
富山県監査委員	桶	屋	泰	三	殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月27日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとお

り措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

(別添)

---

テーマ：公有財産（土地・建物）の適正管理と有効利用について

(H25テーマ)

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第四. 総論</p> <p>2. 公有財産の管理手続き</p> <p>（2）財産管理規程等</p> <p>vii. その他</p> <p><b>【意見 1】</b></p> <p>県では、富山県財産管理規則第24条において借受財産台帳への登録を要するものとされているが、借受時の登録手続について規定されていない。</p> <p>借受財産については、企業局の事業固定資産には該当しないが、事業固定資産の運用と密接に関わるものであり、借受手続の明確性を確保するために早期に明文化することが望ましいと考える。</p> <p>第五. 各論</p> <p>1. 総括的検討</p> <p>（3）共通手続</p> <p><b>【指摘 1】</b></p> <p>公有財産台帳を閲覧したところ、経営管理部及び土木部が所管する財産のうち、取得時における台帳登録が遅延したものが発見された。なお、各部における状況は以下の通りである。</p> <p>経営管理部</p>	<p>今後、他県の状況を調査のうえ、借受手続の明確性が確保できるような借受財産に関する定め作成に向けて検討していく。</p> <p>公有財産の取得等があった場合は直ちに台帳に登録するよう各部局に指導した。今後とも継続して指導していく。</p>

平成23年度中に行われた県庁舎本館電話交換設備設置工事53,553千円の登録が、平成24年度中に行われていることが判明した。

土木部

港湾課において、平成5年度中に行われた埋立により取得した土地の一部149,078千円の登録漏れが平成24年度中に発見され、登録作業が平成25年度に行われていることが判明した。

各所管課の説明によれば、いずれの場合も、財産の取得時期における業務が繁忙であったことに起因し、所管課として登録業務を失念したことにより台帳登録が遅れたと考えられるとのことであった。

富山県財産管理規則第24条第4項においては、課室長等は、その所掌に属する公有財産の取得等による異動があった場合には、直ちにこれを台帳に登録しなければならないと規定されている。したがって、今後、公有財産の異動があった場合には、直ちに台帳登録を行う必要がある。

土木部

また、下富居県営住宅の現場視察において、公有財産台帳に登録されていない建物が発見された。これは、富山県住宅供給公社が住民の求めに応じ建設した共同物置であり、同公

社の解散時に受入処理が適切になされなかったことによると考えられる。

富山県財産管理規則第24条第4項に従い、速やかな台帳登録が必要である。なお、上記指摘を受け、所管課は既に台帳登録を行っている。

### 【意見2】

上記にて指摘した台帳登録の遅延等を防止するために、システム入力に適時に行われるための手続を検討する必要がある。

具体的には、管財課から更なる注意喚起を行うとともに、各所管課においても、システム入力依頼の完了につき上席者が二重チェックを実施する等、システムへの入力漏れを防止する対応がなされることが望まれる。

### (4) 全庁的な維持管理・修繕対応について

#### 【意見3】

上記の現状を踏まえると、施設の修繕の漏れや遅れが生じ、結果として大規模かつ長期間の工事が必要となる虞がある。大規模かつ長期間の工事の発生は、予防的に実施される小規模な工事よりも多額の支出を要することが見込まれる。また、工事により施設機能の一部を休止する必要がある場合には、代替施設の確保や県民へのサービス提供に支障を来たさない為の対応も必要となり、予想外の事務負担が生じることも予想される。

昨年度、年度中の公有財産の変動内容の確認及びシステム入力の徹底を周知した。今後とも、公有財産の変動に伴う台帳登録については、財産調書の作成時に前任者や上司等へ異動の有無を確認するよう促すなど、入力漏れが発生しないよう注意喚起していく。

事後的かつ個別的な修繕対応による上記の弊害を回避するためには、予防的修繕による施設の長寿命化への取り組みを行い、大規模な修繕により発生する多額の負担を平準化するための施策が必要である。

そのためには、まず、各施設担当者及び所管課において、各施設の経過年数や修繕履歴に基づく詳細な点検を行い、修繕の必要性や緊急度を把握する必要があるが、現状では、県立学校等の一部の施設を除き、施設の現状把握及び記録が行われていない。

したがって、以下の点を中心に、県有施設の修繕の要否を網羅的に把握するための対応を検討することが望まれる。

・各施設における修繕履歴等の情報整理

建築年、修繕履歴及び要修繕箇所等を示した資料を作成し、担当者が交代した場合においても施設の状況が引き継がれる体制を整える。なお、要修繕箇所については、建築基準法に定める基準を下回る規模の建物及び施設についても、営繕課等によるポイントや視点を経った点検を数年に一度実施するなど、網羅的かつ早期の対応が望まれる。

・修繕履歴等の情報の共通化

各施設が上述した修繕履歴や要修繕箇所を示した資料を作成するにあたり、営繕課の定期検査や法定点検等の結果も利用し、各施設の現状を容易に比較でき、詳細な点検や修繕

公共施設等総合管理計画の策定作業に伴い、公共施設等の情報の一元把握・管理を行う必要があることから、各施設が修繕履歴等を入力するための共通様式について、営繕課が実施している定期点検の様式をベースに検討していく。

営繕課の定期点検の結果については、所管課にのみ知らせていたが、今後は関係課（管財課、財政課）とも情報共有していく。

の実施優先度を判定できるよう、テンプレート化による情報の共通化を図る。

また、上記の情報の収集・共通化を進めることにより、関係部局において、それらを参考情報として以下のような対応が可能となる。

- ・各施設担当者及び所管課

予算要求時において、必要性、緊急性、重要度の高い建物を特定し、詳細な点検や修繕実施の優先順位を決定し、ランク付けを行うことができる。

- ・営繕課

必要性や緊急性の高い建物については、優先的な予算化により、長寿命化に向けた予防的対応が可能になる。

- ・その他

予算要求の際に、共通化され、比較可能な修繕履歴等の情報を示すことにより、優先順位に基づき容易かつ適切な予算査定が可能となる。

以上より、まず、各施設の現状の把握及び記録を行うための書式の整備、各施設担当者及び所管課における実施時期や実施方法に係る計画の策定等を行うプロジェクト担当部局を決定し、当該部局を中心として、各施設の情報収集を行う準備を進めることを期待したい。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理方針等を定める公共施設等総合管理計画の策定のため、平成 26 年度より県有資産全体の現況把握を行う。

(5) 全庁的な推進体制の構築に係る提言

【意見4】

「県有財産の保有総量のコンパクト化」、  
「維持管理体制の強化」及び「県有施設の有効活用」における課題に県が本格的に対応するためには、それらを支えるものとして全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、特に県有財産についての部局または所管課単位の管理から、全庁的な管理への移行がポイントである。具体的には、次のiからiiiまでの対応を検討されたい。

i. 情報の一元管理

今回の監査の結果からは、課題のある物件を全庁網羅的に把握し、全体をマネジメントする体制や仕組みが十分とは言えない。今後、待ったなしの行政改革を更に前進させるためには、未利用地だけではなく課題のある物件全般について広くそのあり方を議論し、それらに優先順位を付けて整理することが望まれる。それを支えるものとして、各所管課内で課題を認識している物件を全庁的に一元把握することが求められるが、そのためには、施設毎の収入、維持管理コスト、利用度（稼働率）、機能等に関する情報の収集とデータベース化が必要である。

また、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの最小化及び投資効率の最大化のため、予防的かつ計画的な修繕も必要である。修繕

公共施設等総合管理計画策定や全庁的な一元管理、ファシリテイト・マネジメントの手法の検討のため、平成26年度より県有資産全体の現況調査等を行う。



予算には限りがあるため、それを効果的・効率的に配分する必要があるが、このためには、営繕課等による点検対象を拡大する必要性を検討した上で、施設毎の修繕履歴、要修繕箇所、劣化度を全庁で一元的に管理することが必要である。

その他、公会計において求められる固定資産台帳の観点からは、土地の公正価値情報、償却資産の減価償却情報等が必要でもあり、今後は県有資産についての多面的な情報の蓄積が必要となることに留意すべきである。

## ii. 部局横断的な管理体制の構築

i で認識した課題のある物件についてコンパクト化を進め、更に機能が重複し非効率な施設同士を統廃合してシナジー効果を引き出すためには、部局の利害を超えたプロジェクトチームでの横断的な検討が望まれる。

なお、蓮町職員住宅の今後のあり方についてはワーキンググループにより検討されたが、部局横断的な取り組みの先行事例と認められ、今後他の物件にも取り組みを展開する上で参考になると考える。

## iii. 本県財産管理の将来像（ファシリティ・マネジメントの導入）

上記のとおり、本県では、行政改革の観点からファシリティ・マネジメントの手法・メニューを各部局各々で導入している状況にあ

平成26年6月に各部局次長を委員とする行政改革検討チームを設置したところであり、県有資産の適正な管理と有効活用について検討していく。

県有未利用地の売却促進、自動販売機等の行政財産の空きスペースの貸付、メガソーラー事業者へ

る。しかし、将来においては、上記 i で記載した対応で得られる全庁一元的な情報を基に、是非とも本格的なファシリティ・マネジメントの導入を検討されたい。

すなわち、県有資産全体の戦略的最適配置のため、質と量の面で明確かつ具体的なビジョンを描き、各施設についての多面的かつ多角的な情報を収集・整理・分析し、ビジョンの達成のための具体的なアクションプランを計画・実行・モニタリングすることが望まれる。

## 5. 生活環境文化部

### (1) 近代美術館

#### ⑥監査結果

#### 【意見 5】

耐震性能、消防設備及び空調設備のいずれについても、美術品政府補償制度の適用を受けるための条件を満たしていない。

現状では、国内外の幅広い美術品を多くの来館者に鑑賞してもらおうという美術館本来の機能が十分に発揮できない状態にあることから、設備の更新につき早期かつ積極的な議論が行われる必要がある。

一方、財政健全化が推進される中、県全体としては、県有資産のコンパクト化を施策の一つとして掲げている。

このような状況において、多額の費用を要する大規模な施設の更新を行う場合は、新施

の貸付・事業用定期借地権設定による土地の貸付など、全庁的な観点から県有資産の有効活用と適正な管理に取り組んでいる。

なお、公共施設等総合管理計画策定や全庁的な一元管理、ファシリティ・マネジメントの手法の検討のため、平成26年度より県有資産全体の現況調査等を行う。

近代美術館については、県内各市町村からバランスよく、各分野の有識者が参加し平成25年3月に設置した「県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会」において検討され、「移転新築することが望ましい」との最終報告が取りまとめられるとともに、県議会における議論のほか、中間報告案に対するパブリックコメントの募集、県立文化施設タウンミーティングや文化講演会の開催、市町村教育委員会及び市町村立美術館向け説明

設についての構想、跡地利用の方針等につき  
県民の理解を十分に得る必要がある。

そのため、外部の専門家や県民を交えた協  
議を行うこと等により、施設の更新・整備に  
ついでの県民の意見を積極的に反映できる取  
り組みを検討することが望まれる。

#### 【意見 6】

本施設については、今後、移転後の旧美術  
館のあり方について検討が必要となる。移転  
後の現建物の利用について、県立文化施設耐  
震化・整備充実検討委員会の「新富山県立近  
代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、今  
後、大学、市町村などの関係機関・団体への  
利用のニーズ調査や必要な協議等も行いな  
がら検討していくことが求められる。

#### 6. 厚生部

(4) 旧流杉老人ホーム跡地

#### ⑥ 監査結果

#### 【指摘 2】

会の実施など、幅広く県民の意見  
を反映できる機会を設けるなどの  
手続きを経た上で、平成25年10月  
に、「美術館を移転新築する」と  
する「新富山県立近代美術館（仮  
称）基本計画」が策定されたところ  
である。

今後、この計画に基づき新近代  
美術館（仮称）を整備することと  
しているが、開設に向け、展示や  
運営のあり方等について具体的な  
協議を行う開設準備委員会におい  
ても、外部の専門家や利用者代表  
などにより委員を構成し、意見を  
反映できるようにしている。

今後、関係機関などの意見を伺  
いながら検討することとしてお  
り、必要な調査を行う予定である。  
調査結果を踏まえ、活用したいと  
のニーズがある場合には、一定程  
度の安全対策も行いながら、効果  
的な運営や管理の方法等を検討す  
る。

<p>(建物の現状確認について)</p> <p>所管課によると、倉庫(旧職員宿舎)(建2)については、従来より、所管課による建物外部からの現物確認がなされていたものの、平成19年における社会福祉法人への運営管理の移管作業が終了した頃から、建物内部の現状確認が十分に行われず、損傷箇所の修繕が実施されなかったとのことであった。</p> <p>富山県財産管理規則第13条では部局の長はその所管する公有財産について常にその状況を把握し、特に公有財産の維持保存に関し注意しなければならないとされているが、当該倉庫については、同条に反している。</p> <p>今後は同条にしたがい、他の物件も含め現状確認を徹底すべきである。</p> <p><b>【意見7】</b></p> <p>上記のとおり、所管課は、今後は当該建物を倉庫として利用しない方針である。当該建物は建築から40年以上経過と老朽化が進んでいることから、解体処分など今後の対応について検討を進められたい。</p> <p>7. 商工労働部</p> <p>(1) 富山県赤坂会館</p> <p>⑥ 監査結果</p> <p><b>【意見8】</b></p> <p>本施設については、赤字発生が恒常化して</p>	<p>平成25年9月以降、定期的(月に1回)に現状確認のため、建物内への立ち入りを行っている。</p> <p>建物内の損傷が著しいことから、平成26年度中に解体処分を行う。</p> <p>引き続き、経費削減と収入の確保に取り組み、赤字幅の縮小に努</p>
---	---

県が負担する赤字補填のための委託費の支出額が、毎年度 2 千万円から 2 千 5 百万円程度発生している。

また、新幹線開業に伴い、東京・富山間の日帰りでの移動が増加した場合には、当会館の利用者は今後さらに減少するとも考えられる。

本施設は、当初は県職員の東京都内における宿泊施設として設置されたものの、民間の安価な宿泊施設の利用が増えたこと等により、近年は、県職員による宿泊利用の割合は全体の 2 割程度（注 1 参照）となっており、県が本施設を保有する意義が乏しくなってきたと考えられる。本施設は県職員の宿泊以外にも、富山県民、団体等の宿泊や在京県人関係者の交流、情報交換等の拠点として利用されているほか、富山県の P R にも一定の役割を果たしている。しかし、宿泊機能の点からは、県有施設として今後も継続して保有する必要性が乏しいと認められるため、民間業者への売却による処分など、赤字補填のための支出をできるだけ早期に縮小するための抜本的な施策を検討する必要がある。

### （3）とやま自遊館

#### ⑥ 監査結果

##### 【意見 9】

本施設については、当初建設資金への補助及び運転資金として、毎年度県から支出が見

める。また、再開発に向けた動きがあることから、そうしたことも踏まえ、今後のあり方について検討していく。

とやま自遊館では、営業損益の黒字化を目標とした「経営改善計

られる（平成24年度112,272千円）。また、利用者の増加に向けた様々な取組みが行われているものの、ここ数年の利用者数は横ばいの状況となっていることから、県の支出額を軽減するためにも、まずは、同施設の利用者の増加を図り、収支改善を行うことが急務である。なお、同施設は、富山駅に近く、また、富山県富岩運河環水公園や新富山県立近代美術館（仮称）建設予定地等に近接する立地条件であること、今後北陸新幹線も開業することから、当該エリアの中で必要とされるニーズに応じた同施設の役割等を再検討することが必要と思われる。

## 8. 農林水産部

### (1) 富山県中央植物園

#### ⑥ 監査結果

##### 【意見10】

本施設においては、建物の老朽化に伴う耐震対応が必要な建物は認識されなかった。しかしながら、多目的ホール（サンライトホール）の吊天井及びガラス屋根については耐震対策が必要と考えられ、県側も課題として認識している。本ホールは入場ゲート正面に位置しており、本施設の中核とも言える建物であることから、来館者が多数利用するスペースである。北陸新幹線開通に伴い県内外からの来園者を募るため、首都圏へのPR活動、修学旅行生向けのオリエンテーリングの充実

画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、その着実に実施に取り組んでいる。

今後、北陸新幹線の開業や、新富山県立近代美術館（仮称）の移転など周辺環境が変化することから、経営改善計画の見直しに向けて、同施設の役割を踏まえた利用者増加対策等について検討していく。

吊天井については平成26年度中に撤去する。またガラス屋根が破損した場合の対策についても、採光及び遮光対策とあわせて平成26年度中に天井幕を設置し、利用者の安全面を確保する。

等の集客努力を強化している本施設においては、前述のガラス屋根及び吊天井の安全面の確保は急務であり、現状の応急処置的な対策では不十分と考えられる。

吊天井の撤去自体は容易と考えられるが、ガラス屋根の破損対策を含めた安全面の確保を図るための対策が求められる。なお、対策にあたっては、代替案との比較を実施し、採光及び展示品を保全するための遮光、また照明の増設が必要となった場合の維持管理コストの増加等を見込んだ意思決定により、早急な対策が講じられることが望まれる。

#### 【意見 1 1】

ペレットボイラーへの取替投資については県の重点戦略目標の実現に伴い計画されたものであり、県の重点戦略目標の達成への寄与及び灯油ボイラーとペレットボイラーについての維持管理コスト比較に主眼を置き意思決定がなされているが、取替投資の検討に際しては投資に関するすべてのキャッシュフローを加味した比較検討が基本とされるべきである。今後の投資意思決定においては、前述の代替案との比較検討を前提としたうえで、環境への配慮を加味した多角的な観点での検討が望まれる。

#### 10. 企業局

##### (2) シティゴルフとやま

今後、施設の取替投資について検討する機会があった場合には、指摘のあった視点も加味した上で意思決定する。

## ⑥ 監査結果

## 【意見 1 2】

当施設は富山市中心部より比較的近郊にあるゴルフ練習場であり、草島西線の開通に伴い、通勤客の利用も見込めることから立地条件は良好と考える。また、上表のように利用収入は減少傾向にあるものの、なお、当施設運営により大幅な利益が確保できている。

ゴルフ練習場を公営で運営することの意義として、県民の健康維持増進に寄与することが挙げられるが、上記グラフのように利益を安定的に確保できていることを考慮すれば、公営で施設保有しなくては運営できないような状況とは考えにくい。

行政改革推進会議での検討を踏まえ指定管理者制度を導入した経緯があることから、収支状況等を注視していく必要があるが、長期的な運営方針の決定にあたっては、民間への譲渡の可能性も含めた検討が必要である。

(3) 富山中央駐車場

(4) 富山駐車場

## ⑥ 監査結果

## 【意見 1 3】

駐車場事業については、一般的にその性質からは民間でも十分に実施できるため、県事業として実施する必然性は低下している。特に富山駐車場については、昭和51年度に取得して以降、老朽化も進んでおり、運営を継続

ゴルフ練習場は、神通川浄水場の未利用地を活用するため実施しているものであるが、

・開設以来継続的に黒字を計上し、工業用水道事業の累積欠損の解消や神通川浄水場に係る企業債の返済に寄与していること、

・開業して23年であり、施設自体も使用できること、

から当面は運営を継続していくこととしているが、今後の方針については、工業用水道事業全体の収支状況を踏まえて検討していく。

駐車場事業は当面は継続していくこととしているが、駅周辺の民間駐車場の増加に伴い、収益が減少していることや施設の老朽化の状況を踏まえ、駐車場のあり方の



する場合には、将来大規模修繕もしくは建替えが必須となると予想される。

したがって、市街地における総合交通対策の一環として実施している駐車場事業については、地域開発事業としての収益を旧県営スキー場の債務処理に充当していることから、直ちに廃止することは困難としているが、近隣における民間駐車場増加の状況を踏まえ、長期的な運営方針の決定にあたっては、県として事業継続する意義及び売却を含めた検討が望まれる。

#### (5) その他の固定資産

##### 【意見 1 4】水利目的のダム

治水・発電・利水の多目的ダムとして建設され平成13年度に完成した宇奈月ダムが、現在まで水道事業の用途に供されていない。

これは、昭和54年の着工時には本県東部地域（魚津市、黒部市、入善町、旧宇奈月町、朝日町）における将来的な水需要があったことから、建設を開始したものの、昨今の人口減少等を受けて、水需要が停滞傾向にあることから平成13年度の完成後も給水はされておらず、建設仮勘定のままとまっているものである。

水利目的の貯水ダムは、昨今の異常気象や震災等の状況を踏まえて、将来の不確実性に対する保険的な性格を有しており、一定の必要性は認められる。ただし、将来にわたって

検討を行うこととしている。

なお、北陸新幹線開通後の今後の富山駅周辺のまちづくりの推進の観点から、売却も含め検討を進めていく。

宇奈月ダムの水道水源は、現在水道用水供給事業の用途に供してはいないが、県東部における将来的な水の供給不足や災害等の発生に備えるために必要なものとして確保しているものであり、また今後の水源の有効活用方策について県と受水団体等とで構成する研究会で精力的に検討を行っている。

事業用資産に供される見込みのない部分については、平成26年度以降の改正後地方公営企業会計基準に従い、減損処理が必要と判断される可能性がある。

**【意見 1 5】普通財産について**

企業局は富山県公営企業の設置等に関する条例第 2 条において、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。

この点、電気事業では普通財産として土地を保有しているが、公営企業が普通財産を長期で保有することは望ましくない。

したがって、普通財産については事業上の利活用を検討するなど早期の整理に努められたい。

1 3. 職員住宅

(1) 職員住宅

⑤ 監査結果

**【意見 1 6】**

利用度低下に伴う職員住宅保有の必然性の観点に加え、県有資産のコンパクト化の観点からも、老朽化が進んだ職員住宅の解体処分を含めた統廃合等について部局横断的な議論が早急になされることを期待したい。この点、現在、県では職員住宅のあり方ワーキンググループにおいて、蓮町職員住宅の今後の方針

処分することも考慮したうえで、事業上の利活用を検討していく。

蓮町職員住宅については、職員住宅のあり方ワーキンググループでとりまとめた基本方針を基に、平成28年度より、警察本部所管分 1 棟、人事課・教育委員会・警察本部の共管分 1 棟の計 2 棟の運用とし、それ以外については平成27

を検討している。今後も、当ワーキンググループを中心に各所管課の意見を取り纏め、蓮町職員住宅全体の活用に向けた積極的な取り組みを推進されたい。

#### 1 5. 土地開発基金

##### (1) 土地開発基金

#### ⑤ 論点に関する検討結果

##### ii. 「③論点 ii. 管理手続」について

#### 【指摘 3】

No. 2の富山市蓮町旧上野新（港湾計画関連用地）について、公有財産台帳（仮入力）の面積が2,339.03㎡、全部事項証明書（地積）が2,339.59㎡と、両者の間に0.56㎡の差異があった。

公有財産台帳自体は仮入力であり正式なものではないが、同台帳（仮入力）の結果に基づき県有財産に関する調書（地方自治法施行規則第16条の2）の面積が積算されるため、結果として同調書の記載誤りとなる。したがって、当該部分について公有財産台帳（仮入力）及び同調書の速やかな訂正を要する。

#### ⑥ 監査結果

#### 【意見 1 7】

事業化された物件については、速やかに一般会計が買い取りを行わなければならないところ、一般会計で予算化がなされないため、土地開発基金に残されたままとなっている。

年度末を目途に用途廃止する。

平成26年3月に台帳を訂正した。

平成26年4月に2物件について、一般会計において買い取りを行った。

県の厳しい財政状況を踏まえる

総務省の見解（地方行政実務提要）によれば、予定される買取がなされるまでの間は、土地開発基金での保有は差し支えないとされる。しかし、取得にあたり予算措置がされないまま基金保有土地を長期間保有することは問題であり、できるだけ早期に一般会計に買い取られるよう調整が望まれる。

## 17. 貸付財産

### (1) 貸付財産

#### ③ 監査結果

【意見18】土1（旧三田宿泊所敷地）及び土2（富山県職員会館敷地）について

これらの物件は、いずれも県有財産としての本来の用途から外れ、暫定的に駐車場業者又は不特定の者に貸付けられており、かつ、貸付料が維持管理コストを大幅に上回っている物件である。

今後の公共的な利用が見込まれないにもかかわらず、相当の収入を生み出している資産については、県営の必然性の観点からも、新幹線開業後のまちづくりへの活用などを見据えつつ、売却を含めた処分の検討が必要である。

なお、富山県HPに掲載されている「平成25年地価調査の概要」の参考資料「平成25年地価調査 圏域別・用途別 変動率」によると、三大都市圏を除いては、地価は下落傾向にある。今後、地価の下落が継続した場合や収入

と単年度ですべての土地を買い取ることは困難であるが、決算状況などを見極めながら、可能なものから買い取りを進めていく。

土1については、現在、都内の地価が上昇傾向であり、今後も上昇が続くと見込まれることから、地価の状況を慎重に見極めながら、当該県有地の処分も含めた今後のあり方について検討していく。

土2については、平成15年度より月極駐車場として暫定活用し、並行して売却等の処分の検討を行っているが、今後も県有地の有効活用に関する部局長会議等において、売却も含めた処分を検討していく。

が減少した場合は、さらに長期間を要すると見込まれることから、売却については、収支見込や地価動向を考慮して、タイミングを失することなく意思決定を行われたい。

今後の方針については、現在当該物件の有効活用を検討している県有地の有効活用に関する部局長会議において、積極的に議論が進められることを期待したい。

**【意見 19】建 1（東京富山会館ビルディング）について**

貸付先の要望により賃料の値下げを行ったことにより、収入が値下げ前に比べ 1 千万円程度減少している。当該影響により、3 階部分の貸付料収入のみでは維持管理コストが賄えず、会議室の貸付料収入により辛うじて赤字が回避されている状況となっている。

赤字の発生を防止するためには、収入の増加又は支出の減少が必要である。

県所管課によると、支出の大半を占めている借受料については、減額交渉を行うことは困難であるとのことであった。したがって、収入の増加を図ることが必要である。県所管課によると、賃料については、貸付先との交渉の結果、平成 25 年 10 月より貸付面積が増加し、月額 10 万円程度の収入増となるとのことであった。

このほか、会議室の利用による貸付料収入の増加を図ることが考えられる。会議室は、

収入の増加を図るため、5 階会議室の利用促進に向けて、近隣の企業や学校等に対して PR の強化を図る。

主に建物に入居している企業等により使用されているとのことであるが、周辺には大学や高校などがあることから、自習室やサークル活動のためのスペースとして提供を行うことなども考えられる。今後、建物に入居している企業以外の個人や団体による使用も含め、会議室スペースの有効な利用方法につき検討されることが望まれる。

また、建物の老朽化等より、現在入居している企業が貸付契約を更新しないこととなった場合には、当該建物全体についての採算性が悪化し、出資者全体に維持管理に関する負担が生じる可能性がある。

そのため、建物全体の今後の活用方針や所有方針につき、他の出資者との積極的な協議が行われることを期待したい。

(通知文)

財 第 80072号

平成26年12月 5 日

富山県監査委員 坂 野 裕 一 殿

富山県監査委員 渡 辺 守 人 殿

富山県監査委員 酒 井 三 郎 殿

富山県監査委員 桶 屋 泰 三 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年 3 月 25 日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

(別添)

---

テーマ 1 : 公園・緑地等スポーツ・レクリエーション施設の財務事務及び経営管理  
について (H24テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公表項目】
<p>第三. 共通事項 (スポーツ・レクリエーション施設)</p> <p>2. 利用者数の状況</p> <p>(3) 利用者数の算定方法</p> <p><b>【意見 4】</b></p> <p>指定管理者制度の導入目的の一つとして、利用者数の増加が挙げられる。しかし、現状の利用者数のうち無料利用者数の算定方法については、過去に他施設との比較検討がなされなかったこともあり、巡回方式や前期比較方式が併存するなど、施設による相違が顕著である。したがって、担当課及び指定管理者においては、他施設の算定方法も参考とし、より利用実態を表せるよう算定方法の精緻化に努められたい。</p> <p>6. 総括的意見</p> <p>富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地</p> <p><b>【意見 1 2】</b></p> <p>開かれた施設としていくため、指定管理者は海竜夏祭り (海の日) には一般開放を行うほか、新湊大橋の開通を踏まえ、今後は一般開放日を定期的に設けることを検討している。</p> <p>一方、新湊マリーナ緑地については、利用者数増加に対する本格的な取り組みは見られ</p>	<p><b>【富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地】</b></p> <p>平成26年4月から午前及び午後1日2回 (定休日を除く)、新湊マリーナ緑地の利用者数及び駐車台数の定点調査を行い、無料利用者の実態把握に努めている。</p> <p>富山県新湊マリーナについては、平成26年1月から毎月第3日曜日を一般開放日とした。また、新湊マリーナ緑地については、地元経済団体等がその有効活用策を検討しているところであり、その進捗状況を踏まえ、連携を図って</p>



ない。

新湊マリーナ緑地の利用者数増加のためには、隣接する新湊マリーナとの連携策の策定と実行が望まれる。

富山新港元気の森公園

【意見 1 3】

パークゴルフ場の利用者増加策としては、公園コース化とコース増設の二つが考えられる。コース増設については、関係機関との調整が必要であり、ハードルが高い。一方で、公園コースの要件はほぼ充足しており、追加コストがかからないため公園コース認定の手続が望まれる。これにより、パークゴルフ場の知名度が向上し、利用者数の増加が期待される。

一方、公園利用者の増加策としては、新湊大橋の供用開始を踏まえ、保育所や小学校のより一層の利用を図るため、PRを強化することが望まれる。

4. 富山県有峰森林文化公園

④遊休資産の有無

ii. 監査結果

【意見 1 9】

有峰ハウス別館（旧有峰青少年の家）に関する資産（旧有峰ハウス（建物）90,469千円及び石積（工作物）2,067千円等）は現在、指定管理者が会議等で時折利用するのみであ

いく。

指定管理者が公園コース認定を申請中。また、公園利用者増加に向けた取り組みとして、平成26年8月に園内の枯損木を利用した夏休みクラフト体験会を実施した。

有峰ハウス別館は、建設してから、約50年が経過し、雪囲の老朽化による修繕や屋根などからの漏水防止の修繕など経常的な修繕費

る。一方、当該資産は老朽化が進んでおり、修繕支出が継続的に発生している。

修繕支出に見合う収入が見込まれない場合、効率的な事業運営に支障をきたすおそれがある。

有峰ハウス別館はもはや本来の役割を終えている上、会議室は有峰ハウス別館以外でも確保が可能である。したがって、今後想定される修繕費と処分費用を比較衡量の上処分の要否を検討することが望まれる。

を要しており、今後も経費を要すると考えられるので、処分する方向で情報収集に努めている。



